

令和8年度自走式草刈機を活用したアダプト活動支援事業に関する業務委託
参加意思確認及び提案を求める公告

協働の精神に基づいて行われるボランティア活動であるアダプト活動に対し、負担となっている草刈りの負担軽減や安全性向上を図ることを目的として自走式草刈機を活用したアダプト活動支援事業を実施する。

事業実施にあたっては、自走式草刈機の管理及び操作方法を熟知しており、河川や道路、公園等の公共用地におけるボランティア活動団体への貸出に対応し、技術的な助言・指導を行った実績があり、かつ、常時3台以上の高性能な自走式草刈機を県下全域へ貸し出すことができる体制を備えており、円滑に事業が遂行できる西尾レントオール株式会社岡山中央営業所を相手方とする随意契約手続を行う予定としているが、他の者で下記2の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加資格確認申請書の提出を招請する公募を実施する。

公募の結果、下記2の応募要件を満たすと認められる者が他にいない場合は、西尾レントオール株式会社岡山中央営業所との随意契約手続に移行する。

なお、下記2の応募要件を満たすと認められる者が他にいない場合にあつては、西尾レントオール株式会社岡山中央営業所と当該応募者の提出する提案書等について審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

令和8年3月11日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 提案に付する事項

- (1) 業務名：令和8年度自走式草刈機を活用したアダプト活動支援事業
- (2) 業務内容：別紙「委託業務仕様書」による
- (3) 業務期間：契約締結日から令和8年11月30日まで

2 応募要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 一般競争入札（条件付）参加資格者名簿（物品）（以下、「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の営業種目が「大分類9その他、小分類12 レンタル・リース類」に登載され、格付区分がAであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

- (4) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内であること。
- (5) 物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 県下全域を業務エリアとし、本業務を円滑に遂行するための十分な人員、設備等を有すること。
- (10) 過去2年以内に、河川や道路、公園等の公共用地におけるボランティア活動団体への貸出に対応し、技術的な助言・指導を行った実績を有すること。
- (11) 過去2年以内に、国、地方公共団体等の公的機関との間で、類似業務の契約実績を有すること。
- (12) 岡山県税を滞納している者でないこと。

3 契約条項を示す場所

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県土木部河川課

電話：086-226-7478 FAX：086-223-2705

4 業務委託参加手続等

(1) 仕様書等の配付期間及び場所

① 配布期間 令和8年3月11日（水）から令和8年3月18日（水）までの9時から17時まで（閉庁日を除く。）

② 配付場所 上記3の場所に同じ

なお、河川課のホームページからもダウンロードすることができる。

(URL) <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/64/>

(2) 参加意思確認申請書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限 令和8年3月18日（水）17時（必着）

② 提出場所 上記3の場所に同じ

③ 提出方法 持参又は郵送等（郵送の場合、書留郵便のほか、これに準じる方法によるものに限る。なお、提出期限内に必着を要する。）

(3) 提出書類

・参加資格確認申請書（様式第2号）

・岡山県県民局長が発行する都道府県税の完納証明書（「県税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の証明書）

(4) 仕様書に関する質問

- ① 受付期間 令和8年3月11日(水)から令和8年3月18日(水)までの9時から17時まで(閉庁日を除く。)
- ② 受付場所 上記3の場所に同じ
- ③ 受付方法 委託業務仕様書に対する質問・回答書(様式第1号)により持参又はFAXで行うこと。電話や来訪など口頭による質問は受け付けない。なお、FAXによる場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受け取りの確認をすること。

5 参加意思確認申請書の審査及び通知

- (1) 参加意思確認申請書が提出された場合、審査を行う。
- (2) (1)の審査の結果、応募要件を満たすと認められる者に対しては、書面により通知するとともに、事業に関する提案書(様式第3号)の要請を行う。
- (3) (1)の審査の結果、応募要件を満たさない者については、書面により通知する。なお、この通知を受けた者は、事業に関する提案書を提出することができない。

6 提案書の審査等

(1) 提案書等の提出方法

- ① 提出期限 令和8年3月23日(月)17時(必着)
- ② 提出場所 上記3の場所に同じ
- ③ 提出方法 持参又は郵送等持参又は郵送等(郵送の場合、書留郵便のほか、これに準じる方法によるものに限る。なお、提出期限内に必着を要する。)

(2) 提出書類

- ・事業に関する提案書(様式第3号)
- ・事業計画書(様式第4号)
- ・事業に関する見積書(様式第5号)
- ・法人に関する調書(様式第6号)
- ・岡山県県民局長が発行する都道府県税の完納証明書(「県税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の証明書)
- ・その他必要と認めた書類

(3) 審査方法

岡山県土木部内に設置する審査会において、別に定める審査基準により提案書等の内容を審査し、契約の相手方を選定する。

(4) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

7 その他

- (1) 本業務は、県の令和8年度予算において予算措置された場合のみ事業化される停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には、この手続に係る一切について、いかなる効力も発生しないものである。

- (2) 提出期限までに参加意思確認申請書を提出しない者は、参加意思のないものとして取り扱う。
- (3) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年3月20日規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定による。
- (4) 業務委託契約書の作成を要する。
- (5) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (6) 応募及び審査に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (7) 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は本件審査の目的以外に使用しない。